

○川辺町キャラクター「ぼ〜とん君」着ぐるみ貸出要綱

令和7年4月16日

告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川辺町の広報活動、イメージアップに寄与するため、川辺町オリジナルキャラクター「ぼ〜とん君」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し及び管理)

第2条 町長は、業務に支障のない範囲で、着ぐるみを貸し出すことができる。

- 2 着ぐるみの貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して7日以内とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 着ぐるみの貸出料は、無料とする。
- 4 着ぐるみの貸出しに関する庶務及び管理に係る業務は、企画課において所管する。

(貸出しの対象)

第3条 町長は、次の各号に掲げる場合について、着ぐるみを貸し出すものとする。

- (1) 町内に住所を有する団体、若しくは法人が実施する各種の行事等において使用する場合で、町を広く周知することに資すると認めるとき。
 - (2) 川辺町又は川辺町教育委員会が後援を承認した行事等で、町を広く周知することに資すると認めるとき。
 - (3) その他町長が適当と認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみを貸し出さないものとする。
- (1) 町の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 着ぐるみの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)が貸出しを希望する日において、他の者に貸し出すことを承認しているとき。
 - (3) 使用する各種行事等の開催目的が、法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用され、又は利用するおそれがあるとき。
 - (5) 営利を目的とした活動に使用するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について町長が不適當と認めるとき。

(貸出しの手続)

第4条 申請者は、ぼ〜とん君着ぐるみ貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、貸出し希望日の14日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

3 町長は、前2項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、ぼ〜とん君着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)を、申請者に対して交付するものとする。

4 前項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、着ぐるみを借用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することをしてはならない。

(貸出方法等)

第5条 利用者は、着ぐるみを企画課において直接受け取ることとし、貸出しに伴う搬出及び返却に伴う搬入は、利用者が行うものとする。

2 利用者が着ぐるみの受取及び返却をすることができる時間は、平日(川辺町の休日を定める条例(平成元年川辺町条例第13号)に規定する休日以外の日をいう。)の午前9時から午後4時までとする。

(安全上の遵守事項等)

第6条 町長は、第4条第3項の規定により、着ぐるみを貸し出す際には、次の各号に掲げる事項を遵守するよう利用者に求めなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着用する者は成人とし、身長160cm以上、175cm程度までの者とする。
- (4) 着用には危険が伴うため、着用者に加えて安全管理責任者が常に1名以上帯同し、着用者の健康状態及び安全確保に十分な配慮をすること。
- (5) 着用者の健康状態には十分に注意した上で、一度の着用では20分間を概ねの着用上限時間とし、次の着用まで1時間程度の間隔を設けること。ただし、天候、気温の状況によって着用する者の健康と安全が確保されないおそれがある場合には、これらの時間にかかわらず、ただちに着用を中止すること。
- (6) 管理する際は、常に良好な状態で保管すること。
- (7) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 町長は、利用者がこの要綱に違反していると認められるときは、着ぐるみの貸出しの承認を取り消し、ぼ〜とん君着ぐるみ貸出承認取消書(様式第3号)を利用者に対して交付するものとする。ただし、早急の必要があると認める場合は、企画課長はこれを口頭により行うことができる。

2 前項の場合において、町長は、着ぐるみを既に貸出しているときは、その返却を求めるものとする。

3 前2項の規定により貸出承認を取り消され、又は返却を求められたことにより生じた利用者の損害については、町はこれを賠償しない。

(原状回復)

第8条 利用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、当該利用者の責任と負担により、補修又はクリーニングその他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意若しくは過失によって着ぐるみを亡失した場合又は補修等が困難な状態まで損傷させた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないとしたときは、この限りでない。

(免責)

第10条 町長は、着ぐるみの貸出しによって利用者が受けた損害又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、その責めを負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。